

2024年8月20日

会員各位

一般社団法人福岡市薬剤師会
医療保険委員会
常務理事 吉野 禎治

福岡県薬剤師会から、下記文書が届きましたのでお知らせします。

- ◇ 今回の対象者：地域支援体制加算の経過措置を適用した薬局
- ◇ 「地域支援体制加算」については8月末まで経過措置が設けられています。
令和6年9月1日以降も引き続き算定する場合には、9月13日(金)必着で届出書の提出が必要です。
- ◇ 9月13日(金)までに届出書の提出があり、同月末日までに要件審査を終え届出の受理が行われたものについては、同月1日に遡って算定することができるものとして取り扱われます。

※別添資料は、福岡市薬剤師会のホームページに掲載しています。

<https://www.fpa.gr.jp/kaiin/94560/>

6 福薬業発第196号
令和6年8月20日

各地区薬剤師会会長 殿

公益社団法人福岡県薬剤師会
常務理事 竹野 将行

令和6年度診療報酬改定において経過措置を設けた施設基準の取扱いについて

平素より本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきまして日本薬剤師会より別添のとおり連絡がありましたのでお知らせいたします。

地域支援体制加算について経過措置が設けられていますので、令和6年9月1日以降も引き続き算定する場合にはご注意ください。(令和6年9月13日(金) 必着)
ご多忙とは存じますが、貴会会員へのご周知方よろしくお願い申し上げます。